

意見書

～ 新たな行財政健全化計画策定に向けて ～

平成21年11月13日

徳島市行財政健全化市民会議

近年、地方自治体を取り巻く環境は、加速する少子高齢化や高度情報化社会の進展、また高速交通網の発達により大きく変化し、それに伴い、市民生活や市民ニーズが多様化する中、市民にとって最も身近な自治体である市町村への期待は大きく膨らんでいます。

このような中、徳島市においては、平成17年2月、当時の財政収支見通しにおいて、平成21年度には100億円以上の財源不足をきたすと予測され、「財政危機宣言」を行い、思い切った改革に着手されました。

行財政の健全化を進めるにあたっては、職員・市民の意識改革、実行力、スピードという重要な要素が有効に作用することが必要です。徳島市では、平成17年12月に策定された徳島市行財政健全化計画に基づき、全職員が一体となって行財政の健全化に全力で取り組み、これらの重要な要素が有効に作用し、これまでの実績として、約139億円という計画を上回る財源を確保されました。これにより、当時、懸念されていた財政再建準用団体への転落という事態からは当面回避できる見通しとなっています。こうしたことは、私たち市民にとって、非常に高く評価すべきことであると認識しています。

しかしながら、昨年のサブプライム問題に端を発する世界的な景気の低迷により、不透明な経済状況が続く中、少子高齢化、雇用問題等への対応など地方財政においても厳しい見通しが予測されています。また、国においては、政権交代により新政権が発足し、様々な改革に取り組みようとしている状況にあり、地方自治体においても、地方分権という大きな流れの中で、これまで以上に自主性や独自性が求められることとなります。

徳島市では、平成19年10月に「第4次徳島市総合計画」を策定し、将来像「心おどる水都・とくしま」の実現に向けて、様々な施策に取り組まれています。この将来像を実現するためには、より安定した財政基盤の構築や都市機能の強化が必要であり、現在の行財政健全化計画の取組期間の終了後においても引き続き行財政の健全化に取り組む必要があるものと私たちも共感しているところです。

このような背景の下、私たち徳島市行財政健全化市民会議は、本年8月に、市長から委嘱を受け、徳島市の新たな行財政健全化計画の策定に向けて、様々な観点から論議を行い、市民の立場から提言を行ってきました。

本会議は、新たな徳島市行財政健全化計画の策定に際し、大きな柱となる3つの方針に基づき、以下のとおり意見を取りまとめ、意見書として提出します。

第1に、財政改革「将来を見据えた安定的・弾力的な財政構造への転換」では、財政中期展望に基づき、徳島市が目指すビジョンを明確にし、市としての財政規模を見極め、単年度

の収支バランスを保っていくこと、また、これまで以上に事務事業の見直しに取り組み、歳出の抑制に努められるとともに、公平な行政を行う観点から、市税など市民としての義務に係る部分については、適正に徴収するとともに、行政サービスに対する受益者負担の適正化を推進していくことが必要であると考えます。

そして、将来的に支出の増加が見込まれる扶助費などの抑制策及び安定した税収の確保策として、企業誘致の積極的な推進や雇用対策の充実などにも長期的に取り組んでいくことが必要であると考えます。

第2に、行政改革「地方分権新時代に対応できる行政経営体への転換」では、簡素で効率的な行政運営を図るため、民間活力の導入や執行体制の見直し等により、定員の適正化を推進するとともに、徳島市が県都として担うべき役割や将来目指すべき都市像を十分踏まえ、戦略的なまちづくりや市民サービスの提供を推進していくために必要な人員・人材を確保し、育成していくことが何より重要であると考えます。

第3に、市民サービス・パートナーシップ改革「満足・安心・信頼の市民サービスの提供と市民とのパートナーシップの確立」では、市民ニーズ・市民満足度を反映した市民サービスの充実に取り組まれるとともに、徳島市市民参加基本条例に基づき、行財政の健全化への取組みについて積極的な市民参加を促し、市民との協働によるまちづくりに取り組むことが必要であると考えます。

以上、新たな行財政健全化計画の策定にあたり、これらの総合的な意見と別紙の各委員の意見を十分くみ取っていただき、より実効性のある取組みが行われることを、徳島市行財政健全化市民会議委員の総意として要望します。

平成 21 年 11 月 13 日

徳島市行財政健全化市民会議

会 長	中村 昌宏
副会長	加渡 いづみ
委 員	伊藤 博文
	後藤 次郎
	島田 和男
	新井 義典
	西村 孝史
	久積 育郎
	細束 真由美
	椋本 正子

I 財政改革

「将来を見据えた安定的・弾力的な財政構造への転換」を推進するために

1 「財政基盤の強化〈歳入確保対策〉」への意見

◆市税の徴収及び受益者負担の適正化の推進

公平な行政を行う観点から、市税など市民としての義務に係る部分については、適正に徴収するとともに、行政サービスに対する受益者負担の適正化を推進することが必要である。

◆企業誘致の積極的な推進

歳入の確保策を考えたときに、企業誘致は税収面、雇用面等で大きなプラス効果があると考えられる。

これまでの徳島市行財政健全化計画における企業誘致の取組みでは、「徳島市ウェルカムTプラン」を策定されるなど計画どおりに実施という評価となっているが、実際の企業誘致の実績としては、四国の他県と比較した場合、徳島県だけが右肩下がりとなっている状況である。このような実情を認識し、今後は、同プランに基づいた企業誘致の施策により力を入れていくべきである。

◆地方のメリットを活かした企業誘致の推進

徳島市は、地理的にも関西圏に近い、人件費や地価が安いという地方のメリットがあるため、これを最大限にアピールし、企業誘致を進めるべきである。

特に、雇用創出効果の高いコールセンターやデータセンターについては、近年、海外から撤退し、国内立地へと見直されている状況もあるため、徳島市のメリットを活かし、積極的に取り組むべきである。

◆中心市街地への企業・事業所等の誘致

これまでの企業誘致は、広い用地への工場立地が中心に行われてきたが、これからは、市内中心市街地などのビジネスビルの空き店舗への企業、事業所等の誘致を積極的に行うといった施策を進めていくのもひとつの方法である。そのためには、関係者が知恵を出し合い、受け皿作りを行うことが重要である。

◆金融機関との連携による情報発信

企業誘致のひとつの手法として、地元銀行の県外支店との連携により、銀行の持つ

情報網や人的ネットワークを利用し、県外企業の情報を入手するとともに、徳島市のメリットを発信していく、そして、それを企業誘致に結び付けるといった地道な努力も必要である。そのためには、銀行に徳島市の企業誘致施策をよく知ってもらい、市も銀行に働きかけるというような連携体制を築いていかなければならない。

◆中小企業の育成・企業力の強化

商業統計によると、徳島県内における事業所の減少率は全国にみても芳しくない状況にあり、これは、産業の衰退、雇用状況の悪化、さらには市民の利便性の低下や社会的な活力の低下を引き起こす要因となる。財政基盤を強化するためには、歳入において大きなウェイトを占める市税収入を確保することが、最低限必要であり、そのためには、市内企業の経営基盤を強化し、雇用の安定、産業の振興へとつなげていかなければならない。

2 「財政基盤の強化<歳出抑制対策>」への意見

◆適正な財政規模の見極めによる持続可能な財政運営

単年度の収支バランスにおいて、黒字といかないまでも赤字を出さないということ、そしてそれを持続することが最も重要である。

しかし、財政中期展望では、収入は増える要素がないという厳しい見通しであり、徳島市としての適正な財政規模を見極め、収入に見合った支出を行うためには、事務事業の優先順位を付けるなど、市民サービスの水準を再考する必要がある。

◆事務事業の適切な見直し

事務事業の見直しを最優先に行うことが重要である。第4次総合計画をもとに、現在の事務事業が徳島市にとって必要かどうか、効果があるかどうか、また、市民満足度調査の結果なども踏まえた上で、しっかりとした事務事業の評価を行うとともに、全体の業務量を把握することにより、適正な職員数について考えるべきである。

◆企業会計・特別会計の健全化

企業会計・特別会計の収支バランスにおいて、一般会計からの繰入れの状況等を十分認識し、市の財政全体の収支を考えていく必要がある。

◆扶助費の抑制対策

高齢社会や不安定な経済状況により、徳島市だけでなく全国的にも扶助費の増加が懸念されている。国の政策や制度改革により左右される部分はあるが、これから、扶助費をいかにして抑制していくのかということが、財政改革の大きな柱の1つとなる。

具体的な扶助費の抑制策としては、自治体でも実施可能な無料職業紹介事業に取り組むなど生活保護からの経済的自立を支援するための思い切った就労支援策や高齢化社会にむけて、健康づくり、生きがいくくりなど、元気な高齢者を増やす施策も推進していく必要がある。

II 行政改革

「地方分権新時代に対応できる行政経営体への転換」を推進するために

3 「簡素で効率的な市役所づくりの強化」への意見

◆市民満足度調査結果による市民ニーズの把握

市民満足度調査の結果では、事業の重要度、満足度において行政側と市民側とのギャップが考えられる。行政改革を行う上では、行政の効率化も重要であるが、同時に市民ニーズとのマッチングも忘れてはならない。

◆都市機能の強化にむけての定員の適正化

定員の適正化において、他の類似都市との比較も必要であるが、県庁所在都市として、また、徳島市が目指す中核市としての役割を果たし、都市機能を強化していくために必要な人員を確保しなければならない。健全化を進める上では、一方では民間活力の導入や執行体制の見直しなどにより合理化を図り、一方では戦略的にまちづくりを進めていくといったメリハリをつけることが重要である。

◆明確な将来ビジョンに基づいた定員の適正化、給料・諸手当の見直し

定員の適正化、給料・諸手当の見直しについては、財政中期展望に基づき、今後の税収見込みなどの財政状況、必要な行政サービスなど将来的なビジョンを明確にした上で取り組んでいくべきである。

◆社会環境・市民ニーズに対応した定員の適正化

徳島市の部門別職員数では、商工・労働部門が他都市と比べて少ないのが現状である。しかし、最近の不安定な経済状況における雇用対策、就労支援の必要性、少子化対策に向けた労働環境の整備、また、歳入の確保に向けた企業誘致の推進やベンチャー企業の育成、産業の振興などへの対応を考えた場合、戦略的な取組みを行うためには、今後、この部門の強化を図っていく必要がある。

◆総人件費の抑制

職員のモチベーションや人材確保の観点から、給与カットは明確な期限を設定し、期間限定で行わなければならない。

退職者などのシニア世代を有効に活用するなどの柔軟な人材活用を図ることにより、総人件費を抑制することは可能である。

◆職員満足度の把握及び対応

定員の適正化や給料・諸手当の見直しを進める中では、職員のモチベーションの動向を把握し、対応を図ることが必要である。市民により良いサービスを提供していくためには、まず職員満足度を把握した上で、CS（顧客満足度）を最大限高めていくように対応することが重要である。

4 「行政運営機能の強化」への意見

◆人材育成の重要性

市役所では、一般企業のように利益を求めてリストラで極限まで削減するというよりも、市民の幸せのため、市民サービスの向上のため、職員一人一人がレベルアップし、効率的に行政運営を図ることが重要である。職員数を削減し、経費を削減することも必要であるが、その前に職員全体のレベルアップ・パワーアップを図っていくことがより重要である。

◆政策立案能力の強化

これからの地方分権時代において、徳島市が徳島市らしく生き残っていくためには、市独自の提案力が必要となってくる。市にシンクタンクの機能を持つセクションを組織し、政策の調査、リサーチ、研究等を行っていくことも重要な方策である。そのためにも、現在行っている政策立案研修にもっと力を入れ、政策立案能力を備えた人材を育成していくべきである。

◆情報の共有化による効率的なスキルアップ

人材育成の推進では、様々な研修メニューが用意されているが、その研修の効果を有効活用するため、市内LANを通じて、研修の報告、成果を他の職員に発信していくなどし、研修によって職員が得た知識・ノウハウを全職員共通の知識・ノウハウとして活用していくと市にとっても大きな成果なる。そうした研修の仕組みを構築するべきである。

◆地域とともに成長する職員の育成

これからの時代、市役所の職員として業務をしっかりと遂行するということに加え、市民として地域コミュニティの一員として、地域活動やNPO、ボランティア活動に積極的に参加する職員が求められていくと思われる。このような職員を育成するために、職員研修においてもこの分野の取組みを充実させていく必要がある。

◆人材の有効活用

経営者（市）として、組織にとって真に役に立つ「人財」を育てること、そして、適材適所の配置により、人材の有効活用を図ることが重要である。

Ⅲ 市民サービス・パートナーシップ改革

「満足・安心・信頼の市民サービスの提供と市民とのパートナーシップの確立」を推進するために

5 「市民サービスの提供・強化」への意見

◆窓口サービスの充実

行財政健全化計画で取り組んだ窓口サービスの改善により、市役所1階の窓口は待ち時間も短く、わかりやすく、親切な対応で以前よりもかなりよくなった。さらに、時間外、休日などにも、シビックセンターなどで住民票などを発行してもらえると、より便利になると思われるので、今後も引き続き、窓口サービスの充実について検討していくべきである。

◆市民ニーズに対応した市民相談事業の充実

徳島市が実施している市民相談事業について、多くの相談窓口があるにもかかわらず、雇用・労働相談窓口がないというのが現状である。しかし、最近の不安定な経済状況の影響により市民生活の中で雇用・労働問題への悩みや関心は大きなウェイトを占めており、こういった社会情勢や市民ニーズを的確に把握し、相談窓口を充実させていくべきである。

また、市の担当部署においては、身近な生活問題については、親切で迅速な対応をしてくれるが、困難で複雑な事例には、解決に向けての対応ができていない状況が散見する。難しいことかもしれないが、地域の困難な問題にも積極的に対応していくべきである。

◆指定管理者制度による市民サービスの向上

指定管理者制度の導入により、施設管理において経費削減の効果に加え、「木工会館」、「ふれあい健康館」、「眉山ロープウェイ」、「阿波おどり会館」などは、以前よりサービス面や情報発信等が充実し、利用者も増えており、市民サービス面でも効果が出ている。今後も本制度を活用した市民サービスの向上に取り組んでもらいたい。

◆市民サービスの重要性

民間企業では、製造部門では集中管理で人員の削減を図っているが、企業見学への対応や案内など宣伝・サービス部門には増員し、人員配置にメリハリをつけている例がある。市役所でも市民サービス部門は特に重要であり、行財政健全化の取組みとして、力を入れていく必要がある。

6 「自治・協働による市政運営の強化」への意見

◆市民参加の促進

本年8月に施行された市民参加基本条例に基づき、行財政健全化への取組みも市役所の中だけで検討・実施するのではなく、市民を巻き込み創っていく、新しい公の考え方や新しい行政サービスのあり方を市民と一緒に考えていくことが必要である。

◆市民協働提案事業の充実

市民協働提案事業では、公開プレゼンテーションなど採用までの過程ではかなり力を入れ、評価をされているが、1年間事業を実施した後の実績についての評価が少し甘いと思われる。その事業を実施したことによりどのようにコストが削減され、どのように効果があったのかというようなどころをもう少し細分化して、数値で表せるところは数値で示すなど、次年度に繋げていくような実績評価の方法に改善することが望ましい。

◆NPOの育成

市民協働事業とNPOの育成支援というものは、別の目的、目標があり、協働事業ができることがNPOの自立ではないということを市民・行政双方が認識する必要がある。

◆高齢者の社会貢献の必要性

これから先の高齢社会においては、地域活動の中で、高齢者が元気で、地域のために貢献していくことが必要である。そうすることにより、次の世代を担う若い人たち

へその思いが伝えられ、より充実した地域コミュニティが形成されていく。それをうまく誘導できるような方法を行政と地域住民とが一緒に考えていく必要がある。

◆コミュニティ活動の充実

徳島市のコミュニティ環境は、コミュニティセンターも各地区に整備され、他府県と比較しても非常に進んでいる。活動状況は各地域によって違うが、恵まれた環境の中でより一層コミュニティ活動を充実させていかなければならない。また、このようなあまり知られていない徳島市の良さを他府県にアピールしていくと、様々な分野で好影響が期待できる。

◆地域コミュニティの重要性

徳島市では、23行政区のすべてにコミュニティセンターが整備され、地域での市民活動の拠点など受け皿ができています。これを基盤として、行政、地域住民、ボランティア等が協力・連携することにより、市民と行政とのパートナーシップの構築に大きく寄与する。

徳島市行財政健全化市民会議

設置要綱

委員名簿

開催経過

徳島市行財政健全化市民会議 設置要綱

(目的)

第1条 本市の行財政健全化の取組みについて、市民の意見を反映させるため、徳島市行財政健全化市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 市民会議は、市が指定する事項に対し、幅広い視点から検討し意見を述べる。

(委員)

第3条 市民会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、各種団体代表者等及び公募市民のうちから、市長が委嘱する。

3 前項の公募市民の要件その他の公募に関する事項は、市長が別に定める。

4 委員の任期は、就任した日の属する年度の3月末日までとする。ただし、再任はさまたげない。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、委員の内から会長が指名する。

5 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聞くことができる。

(解散)

第6条 市民会議は、その任務が達成されたときに解散する。

(事務局)

第7条 市民会議の事務局は、総務部行政管理総室行財政経営課とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮り決定する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月11日から施行する。

徳島市行財政健全化市民会議 委員名簿

【50音順、敬称略、平成21年8月10日現在】

会 長	中村 昌宏	(徳島文理大学総合政策学部・学部長)
副会長	加渡 いづみ	(ファイナンシャル・プランナー)
	伊藤 博文	(市民公募委員)
	後藤 次郎	(四国大学経営情報学部・教授)
	島田 和男	(徳島市コミュニティ連絡協議会・会長)
	新井 義典	(財団法人徳島経済研究所・理事)
	西村 孝史	(徳島大学総合科学部・准教授)
	久積 育郎	(社団法人徳島県労働者福祉協議会・会長)
	細束 真由美	(市民公募委員)
	椋本 正子	(徳島県生活学校連絡協議会・副会長)

徳島市行財政健全化市民会議 開催経過

【第1回市民会議】

- と き 平成21年8月10日（月）
ところ 徳島市役所8階庁議室
議 題 ○委嘱状交付
○市民会議のスケジュールについて
○これまでの行財政健全化の取組みについて
○新たな行財政健全化計画の策定について

【第2回市民会議】

- と き 平成21年9月25日（金）
ところ 徳島市役所8階庁議室
議 題 ○徳島市の財政について
○財政中期展望について
○行財政健全化への取組み「財政改革」について

【第3回市民会議】

- と き 平成21年10月26日（月）
ところ 徳島市役所8階庁議室
議 題 ○行財政健全化への取組み「行政改革」について
○行財政健全化への取組み「市民サービス・市民との協働」について

【第4回市民会議】

- と き 平成21年11月13日（金）
ところ 徳島市役所8階庁議室
議 題 ○市民会議意見書について
○行財政健全化への取組みの方向性について